

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部商工振興課 No.001

処 分 名	小口資金融資あつ旋の決定
処 分 の 概 要	融資あつ旋の申込書を受理したときは、申込内容を調査し、融資あつ旋の可否を決定するものです。
根拠条例等・条項	春日部市小口資金融資あつ旋条例（平成 17 年条例第 128 号）第 11 条第 1 項
審 査 基 準	小口資金融資は、地方自治体、信用保証協会、金融機関の三者が協力して公的資金を貸し出す制度融資であり、処分の決定には個別具体的な判断を要するため、審査基準を設定しません。 なお、あつ旋後は、取引金融機関や埼玉県信用保証協会の審査もあります。
標準処理期間	20 日（あつ旋の決定に要する期間 2 日を含む）
設 定 年 月 日	最終改正：平成 26 年 4 月 1 日
申 請 時 期	隨時
申 請 方 法	第二庁舎 3 階商工振興課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/keieishien/8391.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市小口資金金融資あつ旋条例
(融資あつ旋可否の決定)

第11条 市長は、申込書を受理したときは、申込内容を調査し、融資のあつ旋可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により融資することが適當と認めたときは、金融機関にこれを通知する。
- 3 前項の通知を受けた金融機関は、市長の意見を尊重して融資の審査を行うものとする。
- 4 金融機関は、前項の審査により融資することが適當と認めたときは、保証協会の保証に付するものとし、保証協会が保証の承諾をした後に、融資を行うものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部商工振興課 №.002

処 分 名	中小企業近代化資金融資あつ旋の決定
処 分 の 概 要	融資あつ旋の申込書を受理したときは、申込内容を調査し、融資あつ旋の可否を決定するものです。
根拠条例等・条項	春日部市中小企業近代化資金融資あつ旋条例（平成17年条例第127号） 第11条第1項
審 査 基 準	中小企業近代化資金融資は、地方自治体、信用保証協会、金融機関の三者が協力して公的資金を貸し出す制度融資であり、処分の決定には個別具体的な判断を要するため、審査基準を設定しません。 なお、あつ旋後は、取引金融機関や埼玉県信用保証協会の審査もあります。
標準処理期間	50日（あつ旋の決定に要する期間2日を含む）
設 定 年 月 日	最終改正：平成26年4月1日
申 請 時 期	隨時
申 請 方 法	第二庁舎3階商工振興課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/keieishien/8391.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市中小企業近代化資金融資あつ旋条例
(融資あつ旋可否の決定)

第11条 市長は、申込書を受理したときは、申込内容を調査し、融資のあつ旋可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により融資することが適當と認めたときは、金融機関にこれを通知する。
- 3 前項の通知を受けた金融機関は、市長の意見を尊重して融資の審査を行うものとする。
- 4 金融機関は、前項の審査により融資することが適當と認めたときは、保証協会の保証に付するものとし、保証協会が保証の承諾をした後に、融資を行うものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部商工振興課 №.003

処 分 名	勤労者住宅資金融資あつ旋の決定
処 分 の 概 要	融資あつ旋の申込書を受理したときは、申込内容を審査し、融資あつ旋の可否を決定するものです。
根拠条例等・条項	春日部市勤労者住宅資金融資あつ旋規則（平成17年規則第155号）第9条第1項
審 査 基 準	規則の規定において、貸付対象者（第3条）、借入資金の用途（第4条）、借入れの条件（第5条）、貸付けの条件（第7条）の用件が具体的かつ明確に定められており、処分の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであるため、審査基準を設定しないものです。なお、あつ旋後は、中央労働金庫の審査もあります。
標準処理期間	3日（あつ旋の決定に要する期間1日を含む）
設 定 年 月 日	最終改正：令和4年4月1日
申 請 時 期	隨時
申 請 方 法	第二庁舎3階商工振興課窓口への提出
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市勤労者住宅資金融資あつ旋規則
(資格審査等)

第9条 市長は、前条の規定による申込みを受理したときは、申込内容を審査し、融資あつ旋の可否を決定する。

2 市長は、利用申込者に対して、審査の結果を春日部市勤労者住宅資金利用資格決定通知書（様式第2号）又は春日部市勤労者住宅資金利用資格否決通知書（様式第3号）により通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準

担当部署:環境経済部商工振興課 No.004

処 分 名	特定商工業者に対する負担金賦課の許可
分 の 概 要	商工会議所が行う特定商工業者に対する負担金の賦課にかかる申請について、その内容が適正なものであるかを審査し、許可するものです。
根拠法令等・条項	商工会議所法第12条 商工会議所施行令第4条
審 査 基 準	<p>負担金賦課の許可基準は、次のとおりです。</p> <p>1.負担金の許可については、商工会議所法施行令第4条に定める基準による。</p> <p>2.負担金をもって充てることのできる経費は、当該事業年度の法定台帳の作成、管理及び運用に必要な経費である。したがって、前年度の不足分について当該年度の負担金として徴収することは認めない。</p> <p>3.法第12条第2項の「特定商工業者の過半数の同意」については次による。</p> <p>(1) 負担金の賦課に関する特定商工業者の同意は、書面により何年度において金何円（又は後に減額する場合の便宜のため金何円以内）の負担金を賦課することを明示して求めたものであること。</p> <p>(2) 同意を、数年度分まとめて求めるることは認める。その場合においては、各年度について、それぞれ金額を明示し、5年分程度以内のものであること。</p> <p>(3) なお、従来から負担金を納入してきた特定商工業者に関しては、同意を求める事業年度を明示するとともに、異議ある場合における異議の回答をなすべき期限（原則として1か月以上）及びその期限までに異議の回答がなければ同意したものとみなす旨明示して同意を求めた後、その期限までに異議がある旨の回答がない限り、これを同意したものとみなして処理することを認める。</p>
標準処理期間	14日間
設 定 年 月 日	最終改正：平成30年4月1日
申 請 時 期	隨時
申 請 方 法	第二庁舎3階商工振興課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び 関係法令等の抜粋

■商工会議所法

(負担金)

第12条 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。

2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

■商工会議所施行令

(負担金)

第四条 経済産業大臣は、法第十二条第一項の許可の申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 特定商工業者に賦課する負担金の総額は、商工業者法定台帳の作成、管理及び運用に直接必要な最少限度の経費の額を超えないこと。

二 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者の法第七条第二項第一号に規定する従業員の数又は同項第二号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額（その商工会議所の地区以外の地域にも営業所等を有する特定商工業者にあつては、その資本金額又は払込済出資総額に、その商工会議所の地区内の営業所等の従業員の数のすべての営業所等の従業員の数に対する割合を乗じて得た額）を基準とし、特定の者を不当に差別的に取り扱わないこと。

三 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者に賦課する負担金の額のうち最高のものは、特定商工業者に賦課する負担金の総額を特定商工業者の数で除して得た額（以下「平均負担額」という。）の一倍半の額を超えず、その最低のものは、平均負担額の半額を下らないこと。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部商工振興課 №.005

処 分 名	企業誘致奨励措置の指定
処 分 の 概 要	新規企業立地者は指定した要件に該当すると認められた場合、奨励措置の対象者として指定することができます。
根拠条例等・条項	春日部市企業誘致条例（平成24年条例第46号）条例第3条第4条
審 査 基 準	<p>工場等を新設される者（※1）に対して、下記の①～③に該当する場合は奨励措置の対象者として指定できます。</p> <p>①敷地面積が1,000 平方メートル以上 ②延床面積が300 平方メートル以上 ③常時雇用従業員数が10人以上又は市内に住所を有する（※2）常時雇用従業員数が5人以上であること</p> <p>※1 新設とは適用地域内に工場等を有しない者が新たに又は適用地域内に工場等を有する者が別に工場等を設置することをいう。</p> <p>※2 当該常時雇用従業員が市内に住所を有することを証する場合は、書類（住民票の写し等）が必要です。</p>
標準処理期間	30日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：令和5年4月1日）
申請時期	操業開始日から3ヶ月以内
申請方法	第二庁舎3階商工振興課窓口への提出
備考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/shokogyo/kigoyuchiannai/8415.html

根拠条例及び 関係例規等の抜粋

■企業誘致条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利の目的をもって事業を営む者をいう。
- (2) 適用地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第10号及び春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例（平成24年条例第37号）第50条第1項第1号による土地の区域をいう。
- (3) 工場等 適用地域において指定された予定建築物の用途に適合する施設をいう。
- (4) 新設 適用地域内に工場等を有しない者が新たに又は適用地域内に工場等を有する者が別に工場等を設置することをいう。
- (5) 固定資産税 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産に課税される税をいう。
- (6) 常時雇用従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する解雇预告を必要とする者、かつ、厚生年金保険及び全国健康保険協会管掌健康保険等（市町村国民健康保険を除く。）に加入する者をいう。
- (7) 操業開始日 工場等がその施設の稼動を開始した日をいう。
- (8) 公害 環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう

(奨励措置)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、工場等を新設する者に対し、企業誘致奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

2 奨励金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 固定資産税相当額奨励金（以下「甲奨励金」という。）
- (2) 水道加入分担金相当額奨励金（以下「乙奨励金」という。）

(奨励措置の対象者の指定)

第4条 市長は、工場等を新設する者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前条に規定する奨励措置の対象者として指定することができる。

- (1) 敷地面積が1,000平方メートル以上であること。
- (2) 延床面積が300平方メートル以上であること。
- (3) 常時雇用従業員数が10人以上又は市内に住所を有する常時雇用従業員数が5人以上であること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部商工振興課 №.006

処 分 名	先端設備等導入計画の認定
処 分 の 概 要	先端設備等の導入をしようとする中小企業者が作成した、先端設備等導入に関する計画の認定の申請があった場合、申請内容を審査し、適合すると認めるとときは、その認定をするもの。
根拠条例等・条項	中小企業等経営強化法（平成 11 年 3 月 31 日号外法律第 18 号）第五十二条第 4 項
審 査 基 準	<p>認定の申請があった場合において、先端設備等導入計画が以下のいずれにも適合すると認めるとときは、その認定をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 基本方針及び本市の同意導入促進基本計画に適合するものであること。二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
標準処理期間	30 日
設定年月日	平成 30 年 6 月 26 日
申請時期	随時
申請方法	第二庁舎 3 階商工振興課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/shokogyo/10974.html

根拠条例及び 関係例規等の抜粋

■中小企業等経営強化法

(先端設備等導入計画の認定)

第五十二条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入（以下「先端設備等導入」という。）をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画（以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村（同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。）に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 二以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあっては、当該二以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。
- 3 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 先端設備等の種類及び導入時期
 - 二 先端設備等導入の内容
 - 三 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法
- 4 特定市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。
 - 二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 特定市町村は、第一項の認定をしたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。